**移住定住促進住宅奨励事業**

**住宅の新築・購入を奨励します！**

回覧

**が延長されます！**

**平成２７年４月１日から６年間実施しておりました、移住定住促進住宅奨励事業はさらに１年間延長されます。**

**（令和４年3月31日まで）**

この制度は、定住化促進と地域の経済活性化を図るため、せたな町に居住、又は転入予定の方が町内に住宅を新築・　購入された場合に奨励金を交付するものです。

　奨励金を受けるには、いくつかの条件がありますので下記をご覧ください。

**■奨励金の額**

・町内業者によって自己の居住のため住宅を新築する場合　　 100万円

・町内業者以外によって自己の居住のため住宅を新築する場合 30万円

・既存の住宅を自己の居住のために購入する場合 20万円

**■奨励の条件**

・定住化を促進する目的から、自らが５年以上

その住宅に入居する方が対象となります

・移転補償に係るものは対象外となります

**※住宅完成前に交付決定を受けてください**

**（町内外業者による新築の場合に限る）**

**■奨励金交付の流れ**

①必要書類を添付して、申請書等を申請窓口に提出する

②内容審査後、町から奨励金交付決定書を交付します

③工事完了後（住宅購入の場合は転居後）速やかに完了届を提出

※住民票の写しなど、その住宅に住所を移したことが確認できる書類が

必要となります

④完了検査及び、住宅に居住していることを確認したのち、

奨励金を交付します

※申請者が町へ提出するのは①と③になります

（ただし、事業の中止などの場合は別の書類の提出が必要になります）



申請窓口　　せたな町まちづくり推進課まちづくり推進係　0137-84-5111

（問合せ先）　瀬棚総合支所庶務係　　　　　　　　　　　　0137-87-3311

　　　　　　　大成総合支所庶務係　　　　　　　　　　　　01398-4-5511